

報告書骨子案について

0 . はじめに (検討の背景等)

平成 11 年 9 月に発生した JCO 臨界事故を契機に「原子力災害対策特別措置法(原子力災害対策特別措置法(原災法))」を制定、施行。

文部科学省等は、原災法附則第 2 条に基づき、当該法律の施行状況について検討を実施。

1 . 原子力防災体制の仕組み (国、事業者、自治体の役割)

平常時に講ずべき事項 (原子力災害予防対策)

緊急時に講ずべき事項 (原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策)

2 . 原災法の施行状況

原子力防災体制について

防災基本計画、関係省庁マニュアル、各省マニュアル等を整備し、原子力防災体制の詳細を整備

原子力防災専門官の配置。

原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

文部科学省内に「非常災害対策センター」(EOC)を整備

緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)を指定。

EOC 及びオフサイトセンター内に原子力防災資機材等を整備・維持管理

原子力施設等の立地等道府県に対して、原子力防災資機材、原子力防災ネットワーク等の整備を支援。

原子力防災訓練等について

原災法 1 3 条に基づき、国が毎年策定する計画に従い、原子力総合防災訓練を実施。試験研究炉を対象とした防災訓練も実施。

地方自治体においても国、原子力事業者と協力し、防災訓練を実施。

原子力防災に関する技術調査について

原子力災害時において、その影響を予測する緊急時迅速放射能影響ネットワークシステム（SPEEDI ネットワークシステム）の研究等

3．原災法施行状況の検討結果について

原子力防災体制について

法レベルの体制の見直しは不要であるが、防災訓練等の教訓を踏まえ、関係省庁マニュアル等の見直しを適宜行い、適切な原子力防災体制の構築を目指す。

原災法の適用が除外されている施設からの使用済燃料等の輸送にあたっては、輸送に係る原子力防災に体制を限定することを検討する。

原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

迅速かつ円滑に情報の収集等を行うため、回線の大容量化等を可能とすべく、原子力防災ネットワークの高度化を図る。

オフサイトセンター及びE O Cの設備の更新・高度化を行う。原子力施設等の立地等道府県が整備、維持・管理する原子力防災機材等の更新等についても支援を行う予定。

原子力事業者が整備を義務付けられている防災資機材（熱ルミネセンス線量計等）について、最新の状況に対応したものとする。

原子力防災訓練等について

関係省庁、関係自治体の防災関係者の原子力災害発生時の手順の把握及びその確認を目的として、シナリオに沿った原子力総合防災訓練等を今後とも着実に実施していく。

原子力防災に関する技術調査について

SPEEDI ネットワークシステムについては、さらに広範囲な領域の予測を可能とするなど機能の高度化を図るとともに、航空機サーベイシステム、遠隔操作ロボットに関する研究等を進める。

原子力防災に関する国際的な技術協力等を進める。